

見舞金の請求期間は事故が発生した日から1年以内です。

見舞金の請求は、交通事故が発生した日から1年以内に行ってください。また、見舞金の支払いを受けられた方で、その後継続して入院・通院による治療を要し、災害の程度が加重して上位の等級に該当するときは、その差額を請求することができます。
ただし、差額の請求は、前の見舞金の請求日から1年以内に行ってください。

見舞金請求に必要な書類

■事故にあった場合は、次の書類をそろえて市町村の窓口で提出して下さい。

※請求者の本人確認ができるもの（運転免許証やマイナンバーカードなど）

①交通事故証明書
(自動車安全運転センター発行のもの。人身事故扱いに限る。)
※災害の程度が9等級の場合は、現認証明書等

②医師等の診断書、施術証明書又は自動車損害賠償責任保険（共済）提出用診断書等。
※交通事故が起因の記載等が必要

死亡の場合は、死亡診断書若しくは検案書（写し可）。
※「直接の死因」が「交通事故」となっているものに限る

- ③加入者証（写）
- ④印鑑（記名押印する場合）
- ⑤死亡の場合は戸籍謄本（写し可）
- ⑥その他必要と認める書類等



※交通事故証明書及び診断書等にかかる費用は加入者等の負担となります。

お問い合わせ・お申し込み先

別府市 電話番号 本庁 0977-21-1135 亀川出張所 0977-67-0174 朝日出張所 0977-67-1218 南部出張所 0977-25-1531	佐伯市 本庁 0972-22-3111 上浦振興局 0972-32-3111 弥生振興局 0972-46-1111 本匠振興局 0972-56-5111 宇目振興局 0972-52-1111 直川振興局 0972-58-2111 鶴見振興局 0972-33-1111 米水津振興局 0972-35-6111 蒲江振興局 0972-42-1111	豊後高田市 本庁 0978-22-3100 真玉庁舎 0978-53-5111 香々地庁舎 0978-54-3111 杵築市 本庁舎 0978-62-3131 山香庁舎 0977-75-1111 大田庁舎 0978-52-2222 宇佐市 本庁 0978-32-1111 院内支所 0978-42-5111 安心院支所 0978-44-1111 豊後大野市 本庁 0974-22-1001 清川支所 0974-35-2111 緒方支所 0974-42-2111 朝地支所 0974-72-1111 大野支所 0974-34-2301	千歳支所 0974-37-2111 犬飼支所 097-578-1111 由布市 本庁舎 097-582-1111 挾間庁舎 097-583-1111 湯布院庁舎 0977-84-3111 国東市 本庁 0978-72-1111 国見総合支所 0978-82-1111 武蔵総合支所 0978-68-1111 安岐総合支所 0978-67-1111 姫島村 0978-87-2111 日出町 0977-73-3111 九重町 0973-76-2111 玖珠町 0973-72-1111
---	--	---	---

令和6年度

市町村住民の助け合いで万-に備えましょう

交通災害共済

しおり



360円の掛金で、最高100万円の見舞金!

大分県交通災害共済組合
各市町村（大分市・津久見市を除く）

交通災害共済制度のあらまし

- ? 加入できる方は** ○市町村（大分市・津久見市を除く）に住居登録をしている方。
また、修学（学生）のため一時的に転出している方も加入できます。
※加入申込みをするときは、住居登録等の有無を必ず確認のうえお申込み下さい。
（住居登録がされていないことが後でわかった場合は、共済期間の開始日に遡って資格を喪失することになり、見舞金の支払いができませんので十分注意して下さい。）
※加入申込は住居登録をしている市町村で手続きして下さい。
- ? 共済掛金は** ○1人：年額 **360円**（1人1口に限りません。）
※共済期間の開始日前に亡くなった方及び加入申込後に加入資格がなかったことがわかった方の掛金はお返しいたします。
- ? 共済期間は** ○3月31日までに申込み → 4月1日～令和7年3月31日まで
○4月1日以降に申込み → 掛金納入日の翌日から
令和7年3月31日まで
※共済期間中に転出した場合でも共済期間が終わるまで有効です。
- ? 加入方法は** ○配布された申込書に必要事項を連記のうえ、掛金を添えて市町村の窓口または世話人さんなど所定のところに提出して下さい。
- ? 交通災害とは** ○自動車・単車・電車・バス・航空機・船舶（定期便）・自転車などに乗っている事故やこれらの乗り物に接触・衝突等による事故。
（国内で発生した人身事故に限る）
- ? 共済見舞金は** ○共済見舞金は治療実日数（病院に入院した日数及び通院した日数）に応じて、下表の等級区分によりお支払いいたします。

等級	区分	災害（交通事故）の程度	見舞金額
1等級		死亡した場合	100万円
2等級		自動車損害賠償保障法施行令別表第1級各号に掲げる障害	50万円
3等級		治療実日数が180日以上の場合	20万円
4等級		150日以上 180日未満の傷害の場合	15万円
5等級		120日以上 150日未満の "	10万円
6等級		80日以上 120日未満の "	8万円
7等級		30日以上 80日未満の "	5万円
8等級		7日以上 30日未満の "	3万円
9等級		7日以上の場合	1万円

（注）同一日の入院又は通院は1日として数えます。

（注）9等級は、自損事故等で「交通事故証明書（人身事故扱い）」が添付できず「現認証明」の場合2名以上の現認証明者が必要です。

（注）2等級請求には、「自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書」が別途必要となります。

自動車損害賠償保障法施行令 別表第1級・抜粋

- | | |
|-----------------------------------|--------------------|
| 1 両眼が失明したもの | 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの |
| 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの | 6 両上肢の用を全廃したもの |
| 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの | 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの |
| 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの | 8 両下肢の用を全廃したもの |



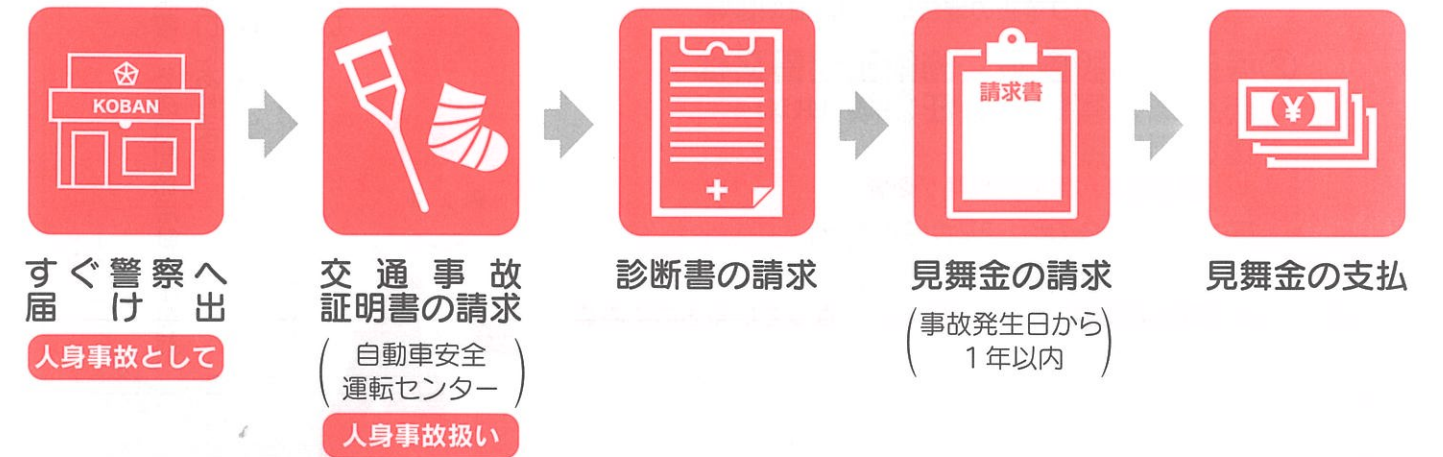
交通事故

にあつたら
必ず警察へ届けましょう!

自転車・バイク等の転倒などのケガも
人身事故として警察へ届けましょう!



※事故証明（「人身事故」扱い）がないと9等級になります。



× つぎのようなときは見舞金のお支払いはできません

- 加入者の自殺や故意による事故
- 酒気帯び運転による事故
- 無免許運転による事故
- スピード違反等の重大な過失による事故
- 農耕用自動車等を運転し耕作地内（道路以外の場所）で発生した事故
- 三輪車等の遊具による事故
- 歩行中の転倒・転落の事故（シニアカー、車いすも歩行者扱い）
- 住居登録をしていないなど、加入資格がない期間に発生した事故

× 見舞金の全部又は一部を支給しない場合

- 天災により発生した事故
（天災とは、暴風、洪水、地震等及び異常な自然現象をいいます。）
- 酒気帯び運転、無免許運転、スピード違反等の車に同乗して災害を受けた場合
- 故意又は重大な過失による事故
- 組合長が特に不相当と認めたとき

個人情報の利用について

加入資格や見舞金支払事務確認のために
加入者等の住所、氏名等の個人情報を必要な範囲で利用します。

